

(様式5)

## 判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定



審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	4	担当課	産業政策課
			法第19条第1項	許認可等の内容	特定計量器の定期検査	
<b>定期検査の意義</b> (定期検査) <b>計量法第19条</b> 特定計量器(第16条第1項又は第72条第2項の政令で定めるものを除く)のうち、その構造、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取り又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。 一 第107条の登録を受けた者が計量上の証明(以下「計量証明」という。)に使用する特定計量器 二 第127条第1項の指定を受けた者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器(前号に掲げるものを除く。) 三 第24条第1項の定期検査済証印、検定証印等又は第119条第1項の計量証明検査済証印であつて、第21条第2項の規定により公示された定期検査の実施の期日(以下「実施期日」という。)において、これらに表示された年月(検定証印等に表示された年月にあつては、第72条第3項又は第96条第3項の規定により表示されたものに限る。)の翌月1日から起算して特定計量器ごとに政令で定める期間を経過していないものが付されている特定計量器(前2号に掲げるものを除く。) 2 第127条第1項の指定を受けた者は、第21条第1項の政令で定める期間に1回、第128条第1号に規定する計量士に、その指定に係る事業所において使用する前項の政令で定める特定計量器(前項第1号に掲げるものを除く。)が第23条第1項各号に適合するかどうかを同条第2項及び第3項の経済産業省令で定める方法により検査させなければならない。 <b>特定計量器検定検査規則第73条</b> 2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法第8条第1項の規定により、様式第24により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあつては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもって同項の「申請」とみなす。						
<b>定期検査の対象</b> (定期検査の対象となる特定計量器) <b>施行令第10条</b> 法第19条第1項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。 一 非自動はかり(第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。以下同じ)分銅、おもり 二 皮革面積計 2 法第19条第1項第3号の政令で定める期間は、非自動はかり、分銅及びおもりにあつては1年とし、皮革面積計にあつては6ヶ月とする。 3 疾病、旅行その他やむを得ない事由により、実施期日に定期検査を受けることができない者が、あらかじめ、都道府県知事又は特定市町村の長にその旨を届け出たときは、その届出に係る特定計量器の定期検査は、その届出があった日から一月を超えない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に、都道府県知事又は特定市町村の長が指定する場所で行う。						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	4	担当課	産業政策課
			法第19条 第1項	許認可等の 内容	特定計量器の定期検査	
<b>定期検査の合格条件</b> <b>(定期検査の合格条件)</b> <b>法第23条</b> 定期検査を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 検定証印等が付されていること。 二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 三 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと。 2 前項第2号に適合するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。						
<b>定期検査終了後の行為</b> <b>(定期検査済証印)</b> <b>法第24条</b> 定期検査に合格した特定計量器には、通商産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。 2 前項の定期検査済証印には、その定期検査を行った年月を表示するものとする。 3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。 <b>(定期検査済証印)</b> 特定計量器検定検査規則第48条 法第24条第1項の定期検査済証印及び定期検査を行った年月の表示は、打ち込み印、押し込み印又ははり付け印により、次の各号に定めるところにより付するものとする。この場合において、定期検査済証印には、定期検査を行った都道府県若しくは特定市町村又は指定定期検査機関の名称(以下この条において「名称」という。)を定期検査済証印に隣接した筒所に表示するものとする。 一 定期検査済証印の形状は、次の様式1又は様式2のとおりとする。この場合において様式1中の円内の数字及び様式2中の左側の数字は定期検査を行った年の最下位の数字を表すものとし、様式1中の円外の右下の数字及び様式2中の右側の数字は月を表すものとする。 様式1  様式2  定期検査済証印の大きさは、直径1.8mm以上とする。						

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	4	担当課	産業政策課
			法第19条 第1項	許認可等の 内容	特定計量器の定期検査	
<p>2 定期検査済証印は、特定計量器の見やすい箇所に付するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、分銅、おもり、極小棒はかりその他の定期検査済証印又は名称を付することが著しく困難な形状を有する特定計量器については、経済産業大臣が別に定める方法及び箇所に付するものとする。</p>						
<p><b>不合格処分(拒否処分..愛媛県行政手続条例第8条関係)</b> <b>(不合格等の理由の通知)</b> <b>特定計量器検定検査規則第73条</b></p> <p>2 都道府県知事、特定市町村の長、指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関は、定期検査又は計量証明検査を行った場合において、不合格の処分をしたときの通知は、行政手続法第8条第1項の規定により、様式第24により行う。この場合において、定期検査についての同条の適用にあつては、都道府県知事、特定市町村の長又は指定定期検査機関への検査を受ける特定計量器の提出をもって同項の「申請」とみなす。</p>						